

■ 小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）パブリックコメント検討結果（別紙）

項目	主な意見の概要	検討結果・回答
策定に当たって	<p>(同様の意見の延べ件数：16件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長の以前の発言と現方針の整合性が取れておらず、根拠を示さない前言撤回は信頼損失に繋がる ・答申を尊重すると言いながら、市に都合の悪い内容は尊重されていない。在り方検討委員会答申の結論を誤誘導する表現となっている部分について、修正すべき 	<p>「策定に当たって」は本方針を策定するに当たっての市長の考え方を述べたものとなります。ご意見等を踏まえ、また方針案から方針として定めたことを踏まえて修正させていただきます。</p>
1 方針策定の目的と位置付け	<p>(同様の意見の延べ件数：13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在り方検討委員会答申では5園維持が望ましいとされたにもかかわらず、方針案は2園廃園と大きく乖離している ・答申から方針案への検討経緯や参考資料の提示がなく、説明不足で市民が理解できない 	<p>答申の尊重に関する、様々なご意見について真摯に受けとめさせていただきます。市としましては、在り方検討委員会からいただいた答申にある市立保育園が果たすべき役割を速やかに実現することが、市全体で質の高い保育サービスを提供する仕組みの確立につながると考え、本方針を策定いたしました。</p>
2 市立保育園の在り方の検討		
(1) 基本的な考え方	<p>(同様の意見の延べ件数：1件)</p> <p>方針の正直な動機を示すため、「財政面を考慮した方針」であることを明記すべき</p>	<p>本方針は、老朽化への対応、保育定員の適正化、保育サービス拡充に向けた予算と人材、公立保育園の公費負担、自治体経営の観点などの課題を踏まえた上で、市立保育園の果たすべき役割を明確に定め、その役割の実現を通じて、市全体での質の高い保育サービスを提供する仕組みを確保することが目的であり、費用の削減のみを目的とするものではありません。</p> <p>令和5年度決算の歳出総額に占める児童福祉費の割合は約27%で多摩26市の中でも1位（多摩26市平均約21%）となっており、第五次小金井市基本構想の中でも子育て環境の充実が重要課題と捉え、積極的に取り組んでいます。</p> <p>在り方検討委員会からいただいた答申を尊重し、市立保育園が果たすべき4つの役割を確実に実現することを第一に考え、その実現に必要な施設配置や運営体制を検討し、施設や人員といった資源を最も有効に活かすためには、保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、3園体制とすることと判断したものです。したがって、財政のみならず、多角的な検討を積み上げてきた結果であります。</p> <p>本方針に限りませんが、市の政策及び予算編成においては、最小の経費で最大の効果となるよう、最大限の工夫を行い実施していくことを基本としています。</p>

(2) 課題の整理	(同様の意見の延べ件数：1件) 保育料見直しや資金調達とコスト削減の両面検討を行ったか根拠を示し、検討結果を明確に提示すべき	ご意見のとおり、本市の保育料は都内他自治体と比較すると低い状況にあります。更に3歳児クラス以上の給食費を市の財源で無償化した取組も行っており、これらの取組は保護者負担の軽減を目的とした市の政策であります。この保育料は市立保育園の在籍家庭だけでなく、民間保育園の在籍家庭にも負担いただくものであり、仮に値上げ等の保育料の見直しを行った場合には市内の認可保育園を利用している家庭すべてに影響が及びます。以上のことから、市としましては、市立保育園を取り巻く財政的な課題を理由とした保育料の見直しを行うことは考えておりません。
①【老朽化への対応】	(同様の意見の延べ件数：9件) ・修繕・改築を怠り放置してきた責任を果たさず、老朽化を廃園理由にするのは政策のミスである	ご意見について真摯に受けとめさせていただきます。市としましては、市立保育園を含めた公共施設等の整備、維持及び更新に必要な資金を確保するため、令和4年に公共施設マネジメント基金を設置し積み立てを開始したところですが、この基金は、施設それぞれに対して金額を定めて積み立てしているものではありません。残る3園については、公共施設個別施設計画において長寿命化及び部位修繕を実施することとしています。施設の現状も踏まえまして今後長寿命化等の実施に向けて検討をしてまいります。
②【保育定員の適正化】	(同様の意見の延べ件数：8件) ・東小金井駅周辺の開発による子育て人口増加を見据え、中長期予測に基づく定員設定が必要 ・隠れ待機児や年度途中の需要増に対応できるよう、公立園定員削減幅を再検討すべき	市ではのびゆくこどもプランにおいて、保育の提供区域を市内1区域と定めており、市東部の地域等、市内を複数の区域に定めた計画は行っておりません。同様に、人口推計とそれに対する保育定員についてはのびゆくこどもプランにおいて令和11年度まで推計しており、児童人口は令和8年まで微減して以降ほぼ横ばいとなる見込みです。 本方針における市立保育園の保育定員の見直しにおいても、のびゆくこどもプラン小金井の量の見込みと確保の内容及び今後の人口推計を踏まえて行っていることを追記いたします。
③【保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保】	(同様の意見の延べ件数：5件) ・任期付職員を正規職員へ移行し、正規採用を増やすことで保育士確保を図るべき ・予算についての説明や資料を示すべき ・保育サービス拡充の具体的定義や必要人員数を示し、予算根拠を提示する必要がある	保育士の採用試験については、地方公務員法に基づき適切に実施しており、応募者確保のための周知や募集要件の緩和等にも取り組んでいるところです。 また、給与については、地方公務員法に定める「情勢適応の原則」「均衡の原則」を踏まえ、正規職員は、東京都準拠を基本方針として国の人事院勧告、東京都人事委員会勧告に基づく給与改定を行っており、会計年度任用職員の報酬についても、他団体との均衡を踏まえた改定を行ってきております。 ご意見を踏まえて、保育サービス予算に関する記述を追記いたします。

<p>④【公立保育園の公費負担】</p>	<p>(同様の意見の延べ件数：2件) ・在り方検討委員会の答申にある学童保育所等との複合化について具体性が欠けている ・新庁舎建設を優先し、保育施策への投資を怠る市の対応はおかしい</p>	<p>本方針は担当部署の検討や庁議等（公共施設等総合管理計画策定推進本部、行財政再建推進本部の合同開催）で議論し策定に至ったものです。市の政策として、本方針が他の政策と比較し優先するかどうかではなく、在り方検討委員会からいただいた答申を尊重し、市立保育園が果たすべき4つの役割を確実に実現することを第一に考えました。その実現に必要な施設配置や運営体制を検討し、施設や人員といった資源を最も有効に活かすためには、保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、3園体制とすることと判断したものです。 答申において複合化の検討も視野にいれるご意見もありましたが、複合化を行うことによる国や東京都の補助制度は、あくまで市立保育園で使用する部分は対象外経費となることも踏まえながら残る3園の施設については検討してまいります。</p>
<p>⑤【自治体経営の観点】</p>	<p>(同様の意見の延べ件数：15件) ・「厳しい財政状況」の根拠資料やデータが示されず、説明責任が果たされていない ・庁舎建設に多額の資金を投入する一方で市立保育園の改修費を確保せず、公共施設の優先順位付けに強い矛盾を感じる</p>	<p>本方針は、老朽化への対応、保育定員の適正化、保育サービス拡充に向けた予算と人材、公立保育園の公費負担、自治体経営の観点などの課題を踏まえた上で、市立保育園の果たすべき役割を明確に定め、その役割の実現を通じて、市全体での質の高い保育サービスを提供する仕組みを確保することが目的であり、費用の削減のみを目的とするものではありません。 令和5年度決算の歳出総額に占める児童福祉費の割合は約27%で多摩26市の中でも1位（多摩26市平均約21%）となっており、第五次小金井市基本構想の中でも子育て環境の充実は重要課題と捉え、積極的に取り組んでいます。 在り方検討委員会からいただいた答申を尊重し、市立保育園が果たすべき4つの役割を確実に実現することを第一に考え、その実現に必要な施設配置や運営体制を検討し、施設や人員といった資源を最も有効に活かすためには、保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、3園体制とすることと判断したものです。したがって、財政のみならず、多角的な検討を積み上げてきた結果であります。 本市としては、物価高騰の影響の長期化によるあらゆる経費の増加、老朽化した公共施設の計画的な整備など重要課題への対応が必要であり、厳しい財政状況との認識の下、引き続き持続可能な財政基盤の構築に取り組む必要があると考えます。 現時点で詳細な財政試算の資料はお示しできませんが、将来的には、多額の財源を要する事業をはじめ、物価高騰の影響による物件費等の上昇、少子高齢化の進展による扶助費の上昇、今後見込まれる生産年齢人口の減少の影響による市税収入の減少など、経常的経費を含めた様々な影響が見込まれます。</p>
<p>3 市立保育園の在り方の策定</p>		
<p>(1) 市立保育園の役割</p>		

① 市立保育園の役割の定義	<p>(同様の意見の延べ件数：5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの最善の利益を守る役割」を追加し、権利保障の検証機能を明記すべき ・保育の質指標（例：園庭保有率）を踏まえ、質維持向上の定義を具体的に示すべき ・市立園を5園から3園に縮小することで、保育の質の貧困化を生じさせる方針になっている 	<p>学識経験者や保護者委員等で構成された在り方検討委員会からいただいた答申では、市立保育園には通常保育以外にも果たすべき役割があるとされ、本方針で役割を定義し、その実現を目指すこととしています。本方針は市立保育園の役割を具体的に定めることで、市全体で質の高い保育サービスを提供する仕組みを確立することを目的としています。</p> <p>本方針で定義した役割についてご意見いただきましたが、在り方検討委員会の答申を尊重し、答申で示された役割をそのまま本方針で役割と定義することといたしました。その上で、役割の実現に必要な施設配置や運営体制を検討した結果、施設や人員といった資源をもっとも有効に活かすためには、保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、3園体制とすることと判断したものです。</p>
役割1 地域の連携、保育の質の維持・向上を押し進める役割	<p>(同様の意見の延べ件数：5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保育園では受け入れられないという発言がある中、巡回支援等を行う人材の育成をどのように行っていくのか、具体的な実施スケジュールを明示すべき ・保育の質を高めるための話し合いや交流を、行政がリードし実施していくべき ・在り方検討委員会員の民間園委員2名の辞任があった状況で、連携が行われるのか疑問視する意見 	<p>本方針の「地域の連携、保育の質の維持・向上を押し進める役割」では、市立保育園に期待される機能として、地域の民間保育施設と連携・交流し、学びあいの場を作り、蓄えられた専門性・経験知をいかした支援を行うことや、巡回支援を実施するための人材の育成を挙げています。その仕組みを民間保育施設と一緒に検討し作っていくことが必要であると考えております。</p>
役割2 難易度の高い保育を率先して担う役割	<p>(同様の意見の延べ件数：3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配慮が必要な児童の受け入れ枠の拡大」の文言が明記されたことを評価する意見 ・閉園対象の2園の配慮を要する児童の受け入れ先など、具体的な対応について説明を求める意見 ・医療的ケア児をはじめとした配慮を要する児童の受け入れの実現性を疑問視する意見 	<p>本方針では市立保育園には難易度の高い保育を率先して担う役割があると定義しました。現在、市立保育園に限らず民間保育園も含めて、配慮が必要な子どもの保育を行っていますが、市立保育園では受け入れ年齢制限を撤廃し、受入枠を拡大することといたしました。配慮が必要な子どもについては、その状況も一人として同じではないため、保育の受け入れに当たっては個別に状況を伺いながら拡大していく考えです。</p>
役割3 市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割	<p>(同様の意見の延べ件数：1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前保育等の労働集約率が低い施策優先は疑問であり、共働き家庭への支援を後回しとしている方針に批判的な意見 	<p>在り方検討委員会の答申では、市立保育園には通常保育以外にも果たすべき役割があるとされ、本方針で役割を定義し、その実現を目指すこととしています。本方針は市立保育園の役割を具体的に定めることで、市全体で質の高い保育サービスを提供する仕組みを確立することを目的としています。</p> <p>ご指摘の在宅子育て支援についても、市全体の保育の質の維持向上のために重要な役割であり、市として取り組みを進める必要があると考えております。</p>

<p>役割4 緊急時に地域の子 どもと保育を守る役割</p>	<p>(同様の意見の延べ件数：7件) 民間保育園撤退等を想定した場合、公立保育園というセーフ ティネットを縮小することは危険である ・災害時や事故時の受け皿機能について、3園体制で十分担え るか具体的な検証結果を公表すべき ・緊急時の福祉避難所機能を含む公立保育園配置を、人数・地 理的観点から再検討すべき ・過去の民間保育園施設でのトラブル時の対応を踏まえ、公立 保育園での緊急受け入れ手順等、具体策を提示すべき</p>	<p>本方針の「緊急時に地域の子どもと保育を守る役割」では、市 立保育園における期待される機能として、地域の保育施設での トラブル対応や、災害時等の対応を挙げています。地域の保育 施設でのトラブルが実際に起きた際には、市立保育園で定員の 空きの中で各園2人ずつ臨時でお預かりした事例も踏まえ、本 方針では同様の事例が起きた場合には保育定員の減員によって 生み出したスペースを活用し、通常の保育業務とは別に配置す る役割対応を行う職員が預かりに対応することを想定していま す。 なお、緊急対応については、市立保育園の役割として定義しま したが、市立保育園だけで様々なニーズに応えることは難し く、民間保育園等での対応を見据えて体制構築に取り組む必要 があると考えております。また、災害時等の対応については、 市全体の災害対応指示の中で適切に対応してまいります。</p>
<p>②役割実施のための対応</p>	<p>(同様の意見の延べ件数：37件) ・短期かつ大幅な定員削減であり、段階的な実施と経過措置の 期間の設定を要望する意見 ・答申にない小金井保育園での異年齢保育の実施について、保 護者への説明が不足していることを指摘する意見 ・役割実施に必要なスペース・部屋数の根拠が不透明で、試算 資料の開示を求める意見 ・定員削減が送迎負担や保育事故リスク増大を招く懸念、影響 予測と支援策の提示が必要 ・定員減に伴いきょうだい入園が困難になるため、定員減の経 過措置や兄弟優先枠の設定を求める意見 ・隠れ待機児や年度途中ニーズを考慮せず、4月時点で待機児 ゼロというデータに基づく定員見直しは不十分との指摘</p>	<p>ご意見について真摯に受けとめさせていただきます。市としま しては、方針に掲げた取り組みを早期に実施していくことが市 全体の保育サービスの向上に繋がるものと考えておりますの で、本方針の開始時期については現状の考え方を維持させてい ただきます。また、小金井保育園の異年齢保育への変更は、令 和11年度を予定しています。変更するまでの間に、対象となる 在園家庭に対して丁寧の説明を行ってまいります。</p> <p>保育定員の見直しに関するご意見を踏まえ、保育定員を減員し ていく3園について、きょうだい入所等へ配慮するため、令和 8年度及び令和9年度の1歳児定員等を方針案よりも増やすよ う見直します。</p> <p>役割実施のためには、通常の保育室とは別に十分なスペースが 必要と考えています。現行施設の敷地内での建物の増築は、財 政や公共施設の維持管理上から難しいと判断し、既存の施設内 の保育室を空けることとし、空けるために保育定員の減員を行 うことといたしました。減員については、本方針における市立 保育園の保育定員の見直しにおいても、のびゆくこどもプラン 小金井の量の見込みと確保の内容及び今後の人口推計を踏まえ て行っておりますので、ご意見を踏まえて説明を追記いたしま す。</p>

(2)園数(配置)	<p>(同様の意見の延べ件数：37件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市東部地域のくりのみ廃園で空白地帯が拡大、配置の公平性を確保するため再配置を検討すべき ・駅周辺開発による人口増と保育需要を踏まえ、将来予測に基づいた廃園妥当性の再検証を要請する意見 	<p>地域ブロックは登園範囲としての範囲ではなく役割実施のための範囲としての考えたものです。市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割を考える際に、子育て相談機能等を担っている児童館やこども家庭センターも含めて図示したものです。また地域ブロックにおいて、市立保育園が拠点として配置されるように考えております。</p> <p>市ではのびゆくこどもプランにおいて、保育の提供区域を市内1区域と定めており、市東部の地域等、市内を複数の区域に定めた計画は行っておりません。</p> <p>人口推計とそれに対する保育定員についてはのびゆくこどもプランにおいて令和11年度まで推計しており、児童人口は令和8年まで微減して以降ほぼ横ばいとなる見込みです。なお、ご意見を踏まえて、推計の根拠の説明を追記いたします。</p>
図表	<p>(同様の意見の延べ件数：7件)</p> <p>保育園・児童館・こども家庭センターを同列に拠点として示している図は不適切という指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターの新庁舎移転予定を反映せず、将来プランを欠いた図示は不誠実との指摘 ・緑児童館を保育代替拠点として含める図は実態と乖離しているという指摘 ・半径1km円のみでは幹線道路や通行不能面積を無視し、実利用可能性評価が不十分、動線図の補完を提案する意見 	<p>図に関するご意見ですが、役割実施のための地域ブロックとしてのバランスを示した図と、児童館や子ども家庭センターを含めた地域の子育て支援体制としてのバランスを示した図の2つとしています。誤解が生じないように、図の表記について見直しました。こども家庭センターについては、移転の計画がありますが、本方針では現在の場所にて図に記載させていただきます。</p>
(3)運営体制	<p>(同様の意見の延べ件数：19件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割対応職員の配置数・職種定義が不明瞭で、必要人材数と配置根拠資料の公開を求める意見 ・任期付職員中心の採用は不安定要因であり、正規職員採用拡大と処遇改善による長期安定を図るべき 	<p>ご意見を踏まえ、職員体制に関して、職員数等の記載を追記しました。</p> <p>保育士の採用試験については、地方公務員法に基づき適切に実施しており、応募者確保のための周知や募集要件の緩和等にも取り組んでいるところです。</p> <p>また、給与については、地方公務員法に定める「情勢適応の原則」「均衡の原則」を踏まえ、正規職員は、東京都準拠を基本方針として国の人事院勧告、東京都人事委員会勧告に基づく給与改定を行っており、会計年度任用職員の報酬についても、他団体との均衡を踏まえた改定を行ってきております。</p>
4 市立保育園の在り方の策定に伴う対応		

(1) 在園児及び保護者への対応	<p>(同様の意見の延べ件数：26件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいは必ず同じ園に入れるよう募集枠の配慮と加点制度の改善を求める意見 ・方針案に在園児への配慮がほとんど盛り込まれておらず、不安を抱える児童・保護者への対応が不足していることを指摘する意見 ・在園児へのケアについて、具体的な内容を示し、保護者が納得できる形で議論を重ねることを求める意見 ・市民や保護者の要望に沿った対話機会を設けることを要望する意見 	<p>保育定員の見直しに関するご意見を踏まえ、保育定員を減員していく3園について、きょうだい入所等へ配慮するため、令和8年度及び令和9年度の1歳児定員等を方針案よりも増やすよう見直しします。</p> <p>また、きょうだいの入園を希望する在園家庭への影響を考慮した優遇措置を設けます。</p> <p>在園児への保育等に関するご意見を踏まえ、市立保育園として行っていく保育に関する記述を追記いたします。</p> <p>また既に実施している心理相談についても、いただいたご意見を踏まえながらより良い実施方法を検討してまいります。</p> <p>市としましては、方針に掲げた取り組みを早期に実施していくことが市全体の保育サービスの向上に繋がるものと考えておりますので、本方針の開始時期については現状の考え方を維持させていただきます。</p>
(2) 施設の維持管理・跡地利用	<p>(同様の意見の延べ件数：16件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃園後の跡地利用について検討段階のまま具体案がなく、用途や時期、意思決定プロセスを速やかに示すべき ・老朽化対応の修繕積立金の所在や予定スケジュールが不明瞭で、計画的な維持管理体制を公表するよう求める意見 ・子育て支援拠点、高齢者交流施設、学童開放など、地域の多様なニーズに応じた複合利用案の提示を求める意見 ・解体方法や廃棄物処理を含む閉園後の建物対応について、行政としての責任を明記することを提案 	<p>市立保育園を含めた、公共施設等の整備、維持及び更新に必要な資金を確保するため、市は令和4年に公共施設マネジメント基金を設置し積み立てを開始したところです。この基金は、施設それぞれに対して金額を定めて積み立てているものではありません。残る3園については、公共施設個別施設計画において長寿命化及び部位修繕を実施することとしています。施設の現状も踏まえまして今後長寿命化等の実施に向けて検討をしております。</p> <p>本方針で閉園するとした2園について、閉園後の跡地利用については、子どものために活用してきた経過を踏まえ検討することとしております。また、跡地利用の前に施設の解体等が必要となると考えますが、市としては跡地利用の検討と合わせて解体時期等を検討してまいります。</p>
(3) ICT環境の整備	<p>(同様の意見の延べ件数：5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用の具体像が示されず、連絡・相談の効率化やバックオフィス業務軽減など想定するサービス事例の明示を求める意見 ・個人情報扱う上でのリスク評価を踏まえ、利便性を上回る部分のみ導入する方針と具体的ユースケースを示すべき ・既存の登降園管理システム故障への対応状況を改善し、5園から3園への再編後も全体を見据えたICT基盤構築を図る必要がある 	<p>ICT環境の整備に関するご意見ですが、環境整備には各園への情報端末の設置や通信環境等の整備も含めた施策が必要と考えています。施策を推進するにあたっては、情報セキュリティ面の取組も着実に実施し、個人情報をしっかりと保護し、保育サービスの向上と業務効率化ができるよう検討してまいります。</p>
<p>5 市全体の保育の質の維持・向上に向けた取組</p>		

<p>(1) 市立保育園の役割の実施</p>	<p>(同様の意見の延べ件数：28件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立だけでなく、民間保育園も含めた全体の質保証と実効性のある連携支援策（合同研修、園庭共用など）が求められる ・民営化推進の前に、民間園の課題把握と改善計画、補助金支援を実施し、公立再編の議論順序を見直しを求める ・重大事故時の責任所在、市の関与限界について明確化し、保護者が安心して利用できる体制を構築するよう要望する ・医療的ケア児受入の実数把握やガイドライン策定状況を公開し、複数園で対応できる体制を示すことを求める意見 ・要配慮児を特定施設に集中させず、インクルーシブ保育を重視する方針設計と支援体制を具体的に明記するよう要望する 	<p>市内民間保育園で問題が起きたことは事実であり、市内保育施設に対する指導検査体制が不十分との認識があるため、本方針で指導検査体制等の整備に取り組むこととしました。また役割の実現についても、市全体の保育の質の向上のために早期に取り組む必要があると考えています。また、指導検査体制の整備を進めるにあたって、人事異動がある市職員のみでは会計部門の検査等に必要な専門性を維持することは難しいと考えており、業務委託なども検討してまいります。業務委託の実施コストですが、契約内容や契約手法を含め適切な対応を行います。また、民間保育園への補助金についても市内の保育事業の継続のために必要な制度と認識していますので、適切な執行管理に努めてまいります。</p> <p>医療的ケアを含めた配慮が必要な子どもの保育へのご意見ですが、現在、市立保育園に限らず民間保育園も含めて、配慮が必要な子どもの保育を行っており、本方針では市立保育園の役割と定めた上で、受け入れ年齢制限を撤廃し、受入枠を拡大することといたしました。配慮が必要な子どもについては、その状況も一人として同じではないため、保育の受け入れに当たっては個別に状況を伺いながら拡大していく考えですので、市立保育園のみで集中させていく考えはありません。</p> <p>医療的ケア児の保育について、市として本方針で取り組む方向性を定めました。今の市立保育園の施設の状況等から、バリアフリー対応等も考慮するとけやき保育園が施設として望ましいと判断し、まずはけやき保育園を拠点として定めた職員体制を構築し、ガイドラインの策定など一つずつ取組を進める考えです。将来的には、けやき保育園以外での取組も検討すべきとは考えますが、現時点では本方針に基づいて取り組んでまいります。</p>
<p>(2) 指導検査体制等の整備</p>	<p>(同様の意見の延べ件数：13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1/3ずつか全園3年ごとか不明瞭な指導検査の頻度・対象範囲を明示し、民間園にも定期的かつ実効的な監査を担保すべき ・外部委託による巡回指導や検査では責任の所在が曖昧になるため、監査体制強化と成果測定方法を公開する必要がある ・不適切運営企業への補助金停止などペナルティー制度を導入し、公立削減前に民間園の健全化を急ぐ方針への修正を求める ・民間園との受け入れ調整が進んでいない現状を踏まえ、信頼醸成のため合同研修や交流会など基盤づくりから始めるべき 	<p>市内民間保育園で問題が起きたことは事実であり、市内保育施設に対する指導検査体制が不十分との認識があるため、本方針で指導検査体制等の整備に取り組むこととしました。また役割の実現についても、市全体の保育の質の向上のために早期に取り組む必要があると考えています。また、指導検査体制の整備を進めるにあたっては、人事異動がある市職員のみでは会計部門の検査等に必要な専門性を維持することは難しいと考えており、業務委託なども検討する考えです。業務委託の実施コストですが、契約内容や契約手法を含め適切な対応を行います。また、民間保育園への補助金についても市内の保育事業の継続のために必要な制度と認識していますので、適切な執行管理に努めてまいります。</p>

6 方針に基づく市立保育園条例	<p>(同様の意見の延べ件数：5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現条例を廃止し式条例を制定することにより、現在の在園児が再度入所申請を行わなければならない等の対応が発生するのではないか ・現条例の全面廃止・新規制定理由が示されず、入所権利や在園児への影響が不透明な点を明確化することを要望する 	<p>市としましては、方針に掲げた取り組みを早期に実施していくことが市全体の保育サービスの向上に繋がるものと考えておりますので、条例改正の時期については、現状の考え方を維持させていただきます。</p> <p>専決処分により一部改正を行った現在の条例については、令和6年2月22日に「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」の東京地裁判決が出され、法的に極めて不安定な状況にあり、早急な対応が求められていることから、旧条例を廃止し、新規の条例を制定する手法（条例の廃止制定）により条例制定を行うこととしています。</p> <p>なお、今回の条例制定により、在園児が再度の入所申請が必要となることはありません。</p>
-----------------	---	---

方針全体

方針（廃園・定員減）に反対	<p>(同様の意見の延べ件数：114件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明が不十分であり、一方的・不透明な検討過程や情報隠蔽を批判し、結論ありきの方針案の撤回と透明性の高い議論を求める ・ハード面（園庭・施設）とソフト面（経験豊富な保育士・異年齢保育）の両面で高く評価される市立保育園等の存続を強く要望する ・民間園による代替は質や運営体制の差異が大きく市立園の役割を代替し得ない ・財政難を理由に保育園を縮小しながら、庁舎建設には巨額の経費を投入する対応を批判し、予算配分の見直しを訴える ・廃園ありき的前提で財政削減額や定量的根拠が示されず、方針案の合理性が理解できない 	<p>本方針に反対であるという趣旨のご意見として、財政に関する説明の不足や保護者の理解が得られるまで実施すべきでないのご指摘、また民間保育園へのご懸念をいただきましたことについて、次のように考えております。</p> <p>【財政状況等について】</p> <p>本方針は、老朽化への対応、保育定員の適正化、保育サービス拡充に向けた予算と人材、公立保育園の公費負担、自治体経営の観点などの課題を踏まえた上で、市立保育園の果たすべき役割を明確に定め、その役割の実現を通じて、市全体での質の高い保育サービスを提供する仕組みを確保することが目的であり、費用の削減のみを目的とするものではありません。</p> <p>令和5年度決算の歳出総額に占める児童福祉費の割合は約27%で多摩26市の中でも1位（多摩26市平均約21%）となっており、第五次小金井市基本構想の中でも子育て環境の充実が重要課題と捉え、積極的に取り組んでいます。</p> <p>在り方検討委員会からいただいた答申を尊重し、市立保育園が果たすべき4つの役割を確実に実現することを第一に考え、その実現に必要な施設配置や運営体制を検討し、施設や人員といった資源を最も有効に活かすためには、保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、3園体制とすることと判断したものです。したがって、財政のみならず、多角的な検討を積み上げてきた結果であります。</p> <p>本市としては、物価高騰の影響の長期化によるあらゆる経費の増加、老朽化した公共施設の計画的な整備など重要課題への対応が必要であり、厳しい財政状況との認識の下、引き続き持続可能な財政基盤の構築に取り組む必要があると考えます。</p>
---------------	--	--

		<p>現時点で詳細な財政試算の資料はお示しできませんが、将来的には、多額の財源を要する事業をはじめ、物価高騰の影響による物件費等の上昇、少子高齢化の進展による扶助費の上昇、今後見込まれる生産年齢人口の減少の影響による市税収入の減少など、経常的経費を含めた様々な影響が見込まれます。</p> <p>【保護者の理解について】 市では、説明会やパブリックコメントなどを通じて、市民の皆様、保護者の皆様へ本方針の説明を実施させていただきました。不十分であるという皆様の声を真摯に受け止めつつ、本方針の目的である地域全体で質の高い保育サービスを提供する仕組を確立するためには、市として早期に取り組みを開始する必要があると考えております。</p> <p>【民間保育園について】 市では「すこやか保育ビジョン」や保育の質ガイドラインを踏まえ、方針で定めた「地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割」に取り組む中で、民間保育園との連帯枠組みについて民間保育園と共に検討することを考えています。市としても実施が不十分であると認識している指導検査については、市として可能な限り早期の体制構築に努めてまいります。</p>
方針案を支持	<p>(同様の意見の延べ件数：7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員見直しと公立保育園・民間保育園それぞれの役割明確化で保育の質向上を図る方針を評価する ・公立保育園の施設老朽化を踏まえた縮小や、厳しい財政状況の中で役割実現のため3園体制とすることに理解を示す 	<p>ご意見のとおり、本方針は市立保育園の役割を具体的に定めることで、市全体で質の高い保育サービスを提供する仕組を確立することを目的としています。</p> <p>役割の実現に必要な施設配置や運営体制を検討した結果、施設や人員といった資源をもっとも有効に活かすためには、保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、3園体制とすることと判断したものです。</p>
丁寧な対話の継続	<p>(同様の意見の延べ件数：2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や市民との合意形成がなされておらず、説明会の対応でも不信感を招いている。施策の実施を令和9年度以降に先送りし、合意形成のための対話を継続すべき ・保育の質は多面的であり、質の向上には、市と保護者で目指す方向性の共通認識を持つ必要がある 	<p>ご意見について真摯に受けとめさせていただきますが、追加の説明会などを行う考えはございません。市としましては、方針に掲げた取り組みを早期に実施していくことが市全体の保育サービスの向上に繋がるものと考えておりますので、本方針の開始時期については現状の考え方を維持させていただきます。</p> <p>ご意見にあるように、保育の質の向上のためには、保育の運営主体や保育者個人が取り組むだけでなく、保護者との相互理解を図り、信頼関係を築いていくことも重要であると考えます。</p> <p>本方針は市立保育園の役割を具体的に定めることで、市全体で質の高い保育サービスを提供する仕組を確立することを目的としていますが、市は市立保育園の運営者でもあることから、在籍児童の保護者との相互理解と信頼関係の構築に努めてまいります。</p>

民間園に対する支援強化	(同様の意見の延べ件数：1件) ・民間保育園への補助金支援や運営支援を強化しつつ、公立園が担う重要役割との並存を図るべき	ご意見のとおり、小金井市の保育事業は市立保育園のみで成り立つものではありません。待機児童解消のため、市では民間保育園の開設を進め、待機児童をある程度解消することができました。市内全体の保育の質の向上のために、市は民間保育園がより良い保育を実践できるよう様々な補助金制度を設けています。本方針の取組を進めるとともに、民間保育園での保育の充実のために、引き続き補助金等の支援を行ってまいります。
その他の意見		
裁判・判決に関すること	(同様の意見の延べ件数：14件) ・「専決処分は違法、廃園条例は無効」との判決後も行政が現状方針を継続するのは法軽視 ・全保護者への募集再開や早期救済を行わず、一部適用のみとする運用は権利侵害 ・今後の新条例策定は“裁判利用”との疑念を呼び、釈明を求める ・一人だけの集団保育は子どもの発達に深刻な影響を与え、通常募集再開を強く求める ・確定判決後も法令に基づかない行政が続くことに、市政の法令遵守姿勢を疑問視	前訴裁判や判決等に関するご意見ですが、現在係争中の訴訟もあるため、検討結果として示すことは控えさせていただきます。その上で、市として市立保育園条例を、市立保育園の在り方を議論した結果を踏まえて改正する必要があると考え、本方針の策定に至ったものです。
パブリックコメントについて	(同様の意見の延べ件数：4件) ・意見提出期間を公示日からちょうど30日とし、通常より短縮されたのは市民参加条例違反 ・資料不足で意見提出が困難。追加資料公開後も期間延長せず透明性を疑問視	パブリックコメントについては、小金井市市民参加条例に基づき1か月の意見募集期間を設けております。また、パブリックコメントの実施と並行して在園保護者及び市民の方向けに、複数回の説明会を実施するとともに、市HPに方針（案）の説明動画を掲載するなど、丁寧な説明に努めております。
義務教育施設・学童保育への予算振替提案	(同様の意見の延べ件数：9件) ・待機児童減少を踏まえ、公立保育園を削減して小中学校の建て替えや学童保育拡充に予算を振るのが合理的 ・学校建て替えの財源見通しを示し、世代間公平な予算配分を求める	ご意見にあるように学童保育や小中学校の建て替え等に市として予算を投じる必要があると認識しておりますが、本方針は費用削減のために取り組むものではなく、学童保育や小中学校の建て替えのために保育定員の減員や閉園を行うものではありません。

在り方検討委員会について	<p>(同様の意見の延べ件数：6件)</p> <p>保育の専門職者2名が辞任したまま委員会を継続し答申を出したのは、事務局の対応の不備である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員構成が「廃園派」優位で、あらかじめ方針に誘導しようとしたのではないか ・スケジュール優先の進行は慎重な議論を妨げ、延期すべきであった 	<p>市立保育園の在り方検討委員会において、保育に関する事業に従事する専門職者として選出された2人の委員が辞任されたまま、答申の提出になったことは他に例がない事態であったと認識しています。市としても、後任委員の選出について調整してまいりましたが、結果として選出に至らなかった点について強く反省しております。委員の選出はかないませんでした。小金井市民間保育園園長会からは公立保育園に期待する役割について、ご意見をいただき、その意見については在り方検討委員会委員の皆様へ共有させていただき、その内容はご理解いただいたと認識しております。</p>
市の財政・予算配分について	<p>(同様の意見の延べ件数：18件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設に巨額の支出をしながら市立保育園は「財政難」を理由に廃園を進める優先順位が疑問 ・財政難を主張するが具体的数値や資料が示されず、透明性が欠如している ・民間補助や市庁舎費用を見直し、公立保育園への予算振替を 	<p>市の公共施設は小中学校をはじめとして、多くは築30年以上経過しており、その更新には多額の費用が必要となります。そのため、今後必要となる公共施設の更新については可能な限り事業費の縮減を図っていくとともに民間活用などについても検討していく必要があると考えます。</p> <p>新庁舎・（仮称）新福祉会館建設事業については、これまでの長い経過の中で数多くの市民参加手続、市議会での審議を経て、必要な規模・機能を設計に反映していることについてご理解いただきたいと思います。事業費については、設計段階にてコストダウンを図ってまいりましたが、近年の建設物価高騰による影響を大きく受け上方修正し、現在約130億円となっております。なお、直近の状況では、事業者選定における2回目の入札が中止となっており、今後、建設業界の動向等を踏まえ対応を検討する必要があると考えております。</p>
市長公約について	<p>(同様の意見の延べ件数：11件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙公約で「廃園撤回」を掲げたにも関わらず、廃園推進や定員削減を強行するのは公約違反である 	<p>市長公約等に関するご意見ですが、本方針において、市長の考え方は「策定に当たって」で述べさせていただいています。</p>
保育士不足・負担軽減	<p>(同様の意見の延べ件数：2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方針に保育士や関連人材の働き方や人手不足など労働市場への言及が欠落している ・保育士にしかできない業務とそうでない業務を分け、後者に人員を増やす業務改革を行うべき 	<p>本方針は市立保育園の在り方に関して定めた方針として市立保育園の欠員の課題に関する対応を定めております。保育園職員の業務改革に関するご意見ですが、本方針では負担の要因となる欠員解消に努めるとともに、ICT環境の整備などに取り組むこととしております。</p>

<p>その他・意見要望等</p>	<p>(延べ件数：44件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方針に掲載されている図表に番号付与をするべき ・公開資料の迅速提供や脱炭素・気候変動対策、園名統一など多角的検討行うべき ・対話不足や日程優先の運営を批判し、説明-質疑-回答のサイクルを複数回実施するべき ・少数意見や市民参加を形骸化せず、多様な立場を尊重する運営への改善を求める ・今後の保育行政ビジョン提示やミッション定義、具体的施策の提案を含めた建設的提案を期待する ・説明会の議事録未公開や既成事実化に対する不信感から、行政の誠意ある対応を強く求める ・運協は協議すべき場なのに市は保護者意見を無視し、方針案非提示や説明会・資料開示怠り乱暴に進めている ・「方針（案）」表題と即時施行の本文が乖離し、「本方針」表記で決定的印象を与え、市民に不信と誤解を招いている 	<p>ご意見を踏まえ、方針に掲載する図表等に番号を付与いたします。いただきました多様なご意見等について真摯に受け止めさせていただきます。</p>
------------------	---	--